11　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

12　第1項から第10項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第167条　第3章第1節及び第4節並びに第162条第3項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

2　第4章第1節第2款及び第162条第9項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

4　この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第171条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一　第7条第3項、第18条第2項、第91条、第101条第2項、第109条第2項、第125条第2項又は第139条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第15条第1項、第26条第1項、第37条第1項、第102条、第110条、第114条、第126条、第131条又は第140条の規定による提出をしなかつた者

三　第16条第1項（第48条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第27条第1項（第48条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第38条第1項（第48条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第49条、第103条第1項（第136条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第111条第1項（第119条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第115条第1項（第119条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第120条、第127条第1項（第136条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第132条第1項（第136条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第137条、第141条第1項若しくは第162条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（備考）

この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とすること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令第五条第二項、第十一条第二項、第十九条第二項及び第三十一条第二項の規定は、平成三十二年三月三十一日までは、適用しない。

○国土交通省令第八十六号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号）の施行に伴い、及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条各号の規定に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

国土交通大臣　石井　啓一